令和元年（少）〇〇号　傷害保護事件

審判の進行に関する意見書

令和〇年〇月〇日

福岡家庭裁判所　御中

少年　　〇〇　　〇　〇

付添人弁護士　　福岡　九州男

　上記少年に対する頭書保護事件について、本件非行事実、審判の進行及び証拠調べ等に関し、下記のとおり意見を述べる。

第１　非行事実の概要

本件非行事実は、少年が被害者を殴って負傷させたという傷害の事案である。

第２　本件の証拠構造とそれを踏まえた付添人の主張

本件では、少年がAに暴行を加えたか否かのみが争点となっている。

この点に関しては、防犯カメラ映像等の客観的証拠はなく、もっぱら関係者の供述に依拠する証拠構造である。そのうち、被害者とされるAは、少年から暴行を受けた旨捜査機関に供述しており、また当時現場にいたB及びCは少年が被害者に暴行を加える場面を見た旨供述していることから、これらは暴行を基礎づける直接証拠であると捉えられる。

付添人としては、これらの供述はいずれも信用性が無いため、非行事実の証明がないことに帰し、少年法23条2項に基づき不処分の決定をすべきであると考える。

第３　関係者の証人尋問の必要性

しかるところ、A、B及びCの供述は、客観的事実に整合しない点や、供述内容の不合理な変遷などが見られるところであり、いずれもその供述の信用性には重大な疑問がある。

従って、本件非行事実の有無を認定するためには、これら3名の人物を証人として取り調べることにより、その信用性を検討する必要がある。

第４　結論

以上の次第であるから、本件ではAらの証人尋問が必要不可欠であるため、尋問を実施する順番や実施方法等について協議した上で、尋問期日の調整等を行う必要がある。よって、進行に関する協議を早期に実施するよう申し入れる。

　　　以上